

平成 2 8 年

第 1 回西秋川衛生組合議会臨時会

会 議 録

平成 2 8 年 5 月

西 秋 川 衛 生 組 合

平成28年第1回西秋川衛生組合議会

臨時会

5月27日（金曜日）

出席議員（13名）

1番 合川 哲夫議員	2番 山根トミ江議員
3番 天野 正昭議員	5番 中嶋 博幸議員
6番 増崎 俊宏議員	7番 折田眞知子議員
8番 嘉倉 治議員	9番 清水 浩議員
10番 清水 満男議員	11番 中村 賢次議員
12番 原島 幸次議員	13番 宮野 亨議員
14番 澤本 幹男議員	

欠席議員（0名）

出席説明員

管理者	澤井 敏和君
副管理者	橋本 聖二君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	河村 文夫君
あきる野市環境経済部生活環境課長	山本 淳史君
日の出町生活安全安心課長	濱中 修君
檜原村産業環境課長	坂本 政人君
奥多摩町住民課長	天野 成浩君

事務局出席説明員

事務局長	古山 尚志君
事務局次長	田中 昭二君
管理係長	天野 博明君
庶務係長	乙訓 茂君

平成28年第1回西秋川衛生組合議会臨時会議事日程

平成28年5月27日（金）午前10時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	専決第 2号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 5	議案第 8号	西秋川衛生組合行政不服審査会条例
日程第 6	議案第 9号	調査等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例及び西秋川衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第10号	（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事の請負契約について

午前 9 時 54 分 開会・開議

○議長（合川 哲夫議員） 皆さんこんにちは。平成 28 年第 1 回の西秋川衛生組合議会臨時会の開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。

本日は公私とも大変御多忙中のところ、本臨時会に御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

先月から断続的に続く、熊本地震は熊本地方を中心に甚大な被害をもたらし、多くの方々が地震により犠牲となりました。心より御冥福をお祈りいたします。また、被災された皆様方に謹んでお見舞いを申し上げます。

本日、臨時会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がございます。議員各位におかれましては円滑に議事が進められるよう、御審議いただきたくをお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は 13 名全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は西秋川衛生組合議会会議規則第 79 条の規定により、議長において、5 番中嶋博幸議員、6 番増崎俊宏議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。

管理者から付議された案件は、専決 1 件、議案第 8 号から議案第 10 号までの 3 件でございます。

また、関係議案の資料につきましても配付のとおりでございます。



○議長（合川 哲夫議員） 次に管理者から発言の申し出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） おはようございます。

本日ここに平成 28 年第 1 回西秋川衛生組合議会臨時会を開催するに当たりまして御挨拶を申し上げる次第でございます。

本日は公私共に大変御多用の中、議員の皆様には臨時会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、先ほど議長からもお話がありましたように、熊本の地震によりまして多くの方々が亡くなられ、御冥福をお祈りするとともに、早期復興を祈るものでございます。

さて、本日の臨時会ですが、かねてより議員全員協議会等で御報告してまいりました（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事の落札業者との仮契約が整いましたので、条例の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

また、その他に行政不服審査法の大幅な改正に伴う条例の制定並びに関係条例の改正を御提案しているところでございます。

内容につきましては後ほど御説明させていただきますので、議事が円滑に進められるよう御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、近況の御報告をさせていただきます。

初めに、4 月より開始をいたしました持ち込みごみの 5 月 20 日までの搬入状況でございますが、個人ごみの持ち込みは構成市町村等の P R、周知等のおかげで大きな混乱はなく、搬入量は予想を上回る約 62 トンのごみが持ち込まれております。一方、許可業者は 4 月の持ち込み量はなく、5 月に入りまして 5 件の持ち込みがあり、約 0.6 トンの搬入があったとの報告を受けております。

次に、ごみ処理施設最終処分場及びし尿処理施設に設置する各協議会を 6 月に開会し、平成 27 年度の環境調査結果を報告することで現在事務を進めているところで

ございます。

以上、簡単ではございますが、挨拶並びに近況報告とさせていただきます。

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。



- 議長（合川 哲夫議員） 日程第 4、専決第 2 号、専決処分した西秋川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

- 管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました専決第 2 号について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方公務員法等の改正に伴い規定を整備する必要が生じたため、平成 28 年 3 月 28 日付けをもって専決処分をいたしましたので御報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

内容につきましては事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜うようお願いを申し上げます。

- 議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

- 事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

議案書をごらんください。

専決第 2 号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページ以降が具体的な改正条文となっております。

この条例は、二つの条例改正をまとめたものでございます。本件につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成 28 年 4 月 1 日からの施行に当たり、条文の規定を改めたものでございます。

初めに、組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正でございますが、地方公務員法の改正に伴い、地方公務員法第 24 条第 1 項の「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」との規定についての経過措置がなくなり、同条第 2 項が削除されたことによる条ずれが発生したため、条例の規定を改正するものでございます。

次は、組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員法の改正に伴い、現在、規則に規定している「級別標準職務表」を削除し、

条例に「等級別基準職務表」として規定し、国の準則の表を基に文言を整理したものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより専決第 2 号、専決処分した西秋川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第 5、議案第 8 号、西秋川衛生組合行政不服審査会条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました議案第 8 号について御説明申し上げます。

本条例は、行政不服審査法の改正に基づき、行政不服審査会を設置するため、必要な事項を、規定を整備するものでございます。

内容につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは内容について御説明させていただきます。

本条例は、行政不服審査法の改正に伴い、同法 81 条に規定する本審査会の設置及び組織等について、規定を整備するものであります。

条例の主な内容でございますが、まず、第 2 条は、行政不服審査法第 81 条第 2 項の規定により、事件ごとに審査会を設置いたします。

次に第3条の審査会の組織でございますが、5人以内の委員で構成いたします。委員につきましては、「西秋川衛生組合情報公開審査会」の委員さんへお願いする考えであります。

第4条は、委員の任期について、第5条は、会長等役員に関する規定、第6条は、会議の招集や裁決等に関する規定、第7条は委員の守秘義務に関する規定、第8条は守秘義務に反した場合の罰則規定であります。

次に附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。また附則で本委員の報酬について、西秋川衛生組合非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表に加えるもので、西秋川衛生組合情報公開審査会の委員報酬に合わせた内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。山根議員。

○2番（山根トミ江議員） ここで一つだけやはりお聞きしておかなければいけないということでお聞きします。メンバーのことですね。第3条、今回審査会を設けるといふふうな、設置するというふうにしただけ書いてないですけども、委員5人以内でもって組織すると、今説明では情報公開審査会の委員を任命するということなんですけども、もう少し具体的にその中身ですかね、どんな人になるのかなというところを教えてください。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは審査委員さんについて御説明させていただきます。

本条例でございますが、5人以内の委員で組織することとしております。組合で考えておりますのは、先ほど御説明いたしました構成市町村から推選していただいた情報公開審査委員さんが5人選任されております。その委員さんのうち、審理の公平性を確保するため、審議内容に合わせ、本条例の第3条第2項に該当する3人の委員さんを5人の中から事件ごとにお願ひしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 山根議員。

○2番（山根トミ江議員） なぜこのようなことを聞いたかと言いますと、あきる野市

議会でも3月議会にこの条例が出まして、その委員の中にですね、当初の説明では元市役所の職員という方が入っておられたんです。委員会の中で元職員を入れるのは問題ではないかと。その行政不服を申し立てする、受ける側の人が入っているのはおかしいのではないかという意見が出たものですから、それでそれは再考してほしいという全員の委員からそういう意見が出て、もう一度検討し直すというふうな事になったわけですよ。

なので、そういう人は入れないというふうな回答が得られたんですけど、そのことをお聞きしたかったので、その3人の中の具体的なメンバーとしてはそういう方は入っていないというふうなことでよろしいのでしょうかね。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） ただいまの情報公開審査委員さんでございますが、先ほど私が御説明したとおり、構成市町村から各代表の委員さんを御推薦させていただいております。

今議員さんがおっしゃっています、例えば、あきる野市の元職員の方が委員に選任されているかですが西秋の元職員の方は入っておりません。また、構成市町村の元職員の方も委員さんにはおられません。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 山根議員。

○2番（山根トミ江議員） はい、わかりました。ここの特に今回の改正の中身の大きな柱は公正というところがね、大きな一つの柱になるかと思いますので、今の答弁をお聞きしましてね、大丈夫かなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（合川 哲夫議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第8号、西秋川衛生組合行政不服審査会条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第6、議案第9号、調査等に出頭した者並びに公聴

会に参加した者の実費弁償に関する条例及び西秋川衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程をされました議案第9号について御説明を申し上げます。

本件は、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立てに関する規定等を整備をするものでございます。

内容につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは内容について御説明させていただきます。

今回の改正でございますが、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立てに関する規定を含む関係法律が一括して改正され、これらの法律に基づき、制定された条例や当該法律の条項を引用した条例2件を改める必要が生じたため行うものでございます。

初めに、調査等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正は、実費弁償に関して審査請求に伴い審査会等の求めに応じて出頭してきた者を追加するものでございます。

次の西秋川衛生組合情報公開条例の一部の改正は、まず見出しを含む本則中の「不服申し立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「決定又は」を削り、次の第17条の2の適用除外は、行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定により、審理委員を指名しない条文を追加し、次の18条の改正は、文言整理及び第2項の条文を追加するものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、経過措置につきましては、本条例の施行前に行われた処分等については従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了といたします。

す。

これより議案第 9 号、調査等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例及び西秋川衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(合川 哲夫議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長(合川 哲夫議員) 日程第 7、議案第 10 号、(仮称)西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事の請負契約についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(澤井 敏和君) ただいま上程されました議案第 10 号について御説明申し上げます。

本工事の請負事業者の選定につきましては、御承知のとおり、性能発注方式による総合評価一般競争入札に付すとともに、本工事に係る総合評価入札審査会を設置し、4 回にわたり審査が行われ、「クボタ環境サービス株式会社」が消費税を含めまして 18 億 900 万円で落札をいたしました。

その後、契約の内容等について、組合と落札事業者での協議の結果、平成 28 年 4 月 28 日付けで仮契約が整いましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、クボタ環境サービス株式会社等の概要につきましては皆様方のお手元に御配付した資料のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(合川 哲夫議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。折田議員。

○7 番(折田眞知子議員) こちらの資料によりますと、他の工事、汚泥再生処理センターでは資源化方式というのが取られているようなんですが、当西秋川衛生組合のこの処理についてはどのようになりますでしょうか。

○議長(合川 哲夫議員) 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 資源化の関係でございますが、汚泥再生処理センターを建設するにあたりまして、汚泥をどのようなものに再生するかといった検討を、旧の秋川衛生組合では行ってまいりました。

結論といたしましては、汚泥を助燃材として再生し、ごみ処理施設で活用していくことといたしました。なお、汚泥を助燃材にする施設は、国庫交付金を受けられることとなっています。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） よろしいですか。

ほかに質疑がありませんか。中嶋議員。

○5番（中嶋 博幸議員） 質疑ではないんですけど、要望なんですけど、これせっかく18億ものこの工事契約をするので、これももともとクボタさんは特殊な仕事だったんで、実際入札のときも1社しかなかったというような中で、決まったと思うんですけども、特殊な部分はそれはそうなんです、特殊な人しかできないと思うんですけども、この工事にはいろんな工事があると思うんで、せっかく3市町村にいろんな業者さんがいるんですから、なるべくそういったところが使えるところはなるべくそういったところを使うように、ぜひ言っていただきたいなと思いますので、そこのところを要望いたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） ただいまの中嶋議員からの要望でございますが、この施設を入札するに当たり、各入札参加者から技術提案書が提出されました。その技術提案書の中に地元貢献という項目がございます。

落札いたしましたクボタ環境サービスでございますが、下請け業者を組合の地元企業を優先的に活用していきたいこと、また、現場事務所等の備品、並びに職員の宿泊等も地元を優先して使うというような提案をしております。

ちなみに、冒頭に申し上げました下請け事業者でございますが、既に数社と関心表明書を取り交わしているというようなことも聞いております。以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） ほかに質疑がありませんか。嘉倉議員。

○8番（嘉倉 治君） ちょっと参考までにちょっと教えていただきたいんですけど、勉強ですので恐縮ですが、汚泥を助燃材ということなんですけど、これ大体どういうしろものかというのがよく私まだわからないんです。

それでこれが大体どれくらい、何て生産と言いますかね、精製されるのかというか、

そういう法則になるかどうかということですね。

こういったことを今後近隣に、その1市2町1村の方に、今後組合の方のニュースとしてお出しになると思うんですが、その辺の経緯もちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 本事業は、国庫交付金の対象の事業でございます。その国庫交付金の対象になる助燃材は、含水率が70%以下でなければならないというような基準がございます。

助燃材をこちらの西秋川衛生組合のピットの中に投入する量でございますが、汚泥の発生量から想定いたしますと、1日約500から600キログラムぐらいの助燃材の量になると考えています。再生された汚泥自体は確かにプラスチック類に比べれば熱量は低いですが、他のごみと攪拌することによって、助燃材としての活用ができるようなことと聞いております。

新施設のパンフレットには、汚泥を助燃材として使用することを整理したいと考えており、組合ホームページ、構成市町村へのパンフレットの配付及び広報等でPRしていきたいと思っております。

○議長（合川 哲夫議員） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第10号、（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備工事の請負契約についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 以上をもちまして平成28年第1回西秋川衛生組合議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回西秋川衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

大変御協力ありがとうございました。

午前 10 時 24 分 閉議・閉会

_____ ◇ _____

地方自治法第 124 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 合 川 哲 夫

西秋川衛生組合議会議員 中 嶋 博 幸

西秋川衛生組合議会議員 増 崎 俊 宏